

芦屋市条例第 2 9 号

芦屋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

芦屋市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年芦屋市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>3 3 0， 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	（葬祭補償） 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭補償として、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として<u>3 1 5， 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の芦屋市消防団員等公務災害補償条例第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた芦屋市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。